

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 6 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 60 年ごろ、国民年金保険料が未納となっていた期間の過年度保険料の納付書が送られてきた。当時は、一括で納付することが困難であったため、A 市町村役場に相談に行ったところ、分割納付が可能であるということだった。10 回ぐらいに分けた手書きの納付書を発行してもらい、妻が納付していた記憶が確かにあるので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の 14 か月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続や国民年金保険料の免除申請手続についても適切に実施している。

また、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和 58 年 8 月から 60 年 3 月までの期間（20 か月）の国民年金保険料について、「昭和 60 年ごろ、未納分の過年度保険料の納付書が送られ、A 市町村役場で分割納付も可能ということだったので、10 回ぐらいに分けた手書きの納付書を発行してもらい、妻が納付していた。」と主張するところ、A 市町村では、「一括納付が困難な場合は、納付可能な金額の納付書を手書きで渡していた。」と回答しており、「分割して発行してもらった納付書により、夫の保険料を納付してきた。」とする申立人の妻の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を分割納付したとす

る申立人の妻は、「申立期間当時、1回当たりの納付した保険料の金額は、1万数千円ぐらいであったと記憶している。」としており、当該期間（昭和58年8月から60年3月までの期間）の国民年金保険料を10回に分割した場合の金額とおおむね一致する。

加えて、申立人及びその妻は、過年度保険料に係る分割納付の手続をA市町村役場に出向いて行っており、申立期間当時、申立人の過年度保険料を納付する意思があったものと推認される上、社会保険庁の記録から、申立期間①と②の間の昭和59年7月から同年12月までの期間に係る保険料については過年度納付されていることが確認できることから、同様に分割納付が可能であった申立期間①及び②の保険料についても、妻が分割納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年7月13日まで
② 昭和23年10月1日から25年6月13日まで
③ 昭和25年7月20日から32年8月25日まで

昭和58年4月にA株式会社を辞めた際に、厚生年金保険の加入記録を確認した結果、B株式会社（申立期間①）、C株式会社、D事業所（申立期間②）及びE株式会社（申立期間③）の記録が抜けていたため、F社会保険事務所に問い合わせたが、「こちらでは訂正できないので、社会保険庁に行ってほしい。」と言われ、社会保険庁を訪れたところ、「C株式会社については、こちらのミスだが、それ以外の期間については脱退手当金が支給済みとなっているので、訂正できない。」と言われた。

また、C株式会社のほか、G株式会社に勤務していた期間についても脱退手当金が未請求となっているが、請求するとすればすべての期間を請求するはずであり、未請求の期間が二つもあるというのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が過去の5回の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③のみを請求し、過去の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人がE株式会社を退職した後、昭和 37 年 4 月に再就職した A 株式会社において再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における被保険者資格の喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務していた。厚生年金保険料は、平成3年11月分の給料まで引かれていたので、厚生年金保険加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年10月31日とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくなった日に被保険者であった者(20人)すべてが遡^{そきゅう}及して被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変わりはなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由

は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記被保険者資格の喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における被保険者資格の喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年5月から同年11月までの標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。給料は手取りで27万円から28万円もらっていたが、途中から標準報酬月額が16万円に下げられているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、16万円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで遡^{そきゅう}及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、当初32万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなった日とされている3年10月31日以降の4年2月19日付けで遡^{そきゅう}及して16万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20人）すべてが^{そきゆう}遡及して被保険者資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に^{そきゆう}遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記被保険者資格の喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。

また、申立人の平成3年5月から同年11月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である32万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における被保険者資格の喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年5月から同年11月までの標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。給料は手取りで30万円前後はもらっていたが、途中から標準報酬月額が16万円に下げられているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、16万円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで遡^{そきゅう}及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額については、当初34万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなった日とされている3年10月31日以降の4年2月19日付けで遡^{そきゅう}及して16万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20人）すべてが^{そきゅう}遡及して被保険者資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に^{そきゅう}遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記被保険者資格の喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の被保険者資格喪失日の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。

また、申立人の平成3年5月から同年11月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である34万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は4人兄妹の2番目であるが、両親は、他の兄妹の国民年金保険料を納付してくれており、私の分だけ納付してくれなかったとは考えにくい。申立期間当時、私は、大学生でA都道府県に住んでいたが、B市町村に住む両親が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、大学生でA都道府県に住んでいたが、両親が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和47年8月10日、資格取得は同年4月1日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立期間については、国民年金に未加入の期間となっていることが確認できる。

また、申立期間当時、学生は国民年金の任意加入被保険者とされていたところ、申立人は、当時住民登録をしていたA都道府県C市町村又はD区において国民年金の加入手続を行っていないと述べている上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年8月の時点において、学生であった申立期間について、国民年金の任意加入被保険者として遡^{そきゅう}及して資格を取得することはできないことから、申立人の両親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、57年10月から58年3月までの期間、59年12月から60年3月までの期間、平成6年1月から7年3月までの期間、10年1月及び11年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和57年10月から58年3月まで
④ 昭和59年12月から60年3月まで
⑤ 平成6年1月から7年3月まで
⑥ 平成10年1月
⑦ 平成11年9月

結婚後の昭和46年3月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を当初（申立期間①から⑤まで）は集金人に納付し、途中から（申立期間⑥及び⑦）は夫名義の銀行口座から引き落とされていたと記憶している。特に、夫も国民年金に加入した以降の申立期間⑤は、夫の保険料が納付済みとなっているのに、自分だけ未納とされるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについて、申立人は、「国民年金保険料を集金人に納付していた。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、納付済みとされている期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、53年10月から54年3月までの期間、申立期間③の直前の57年8月及び同年9月、申立期間④の直前の59年10月及び同年11月は、過年度納付されていることが確認でき、過年度保険料は集金人に納付すること

はできなかったことから、必ずしも集金人に納付していたわけではないことがうかがわれる。

また、申立人は、「夫が国民年金に加入した以降の申立期間⑤について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、自分だけ未納とされるのはおかしい。」と主張するが、その夫の申立期間⑤の国民年金保険料は法定免除されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間⑥及び⑦について、申立人は、「夫名義の銀行口座からの引き落としにより国民年金保険料を納付していた。」と主張するところ、社会保険庁の記録により、申立人が平成7年4月以降において保険料の口座振替を行っており、申立期間⑥及び⑦のいずれも、翌月分の保険料は口座振替されていることが確認できる。

しかしながら、当該銀行が保管している当該口座の普通預金等取引明細票により、申立期間⑦の国民年金保険料は、当月の平成11年9月及び翌月の同年10月のいずれも、口座振替されていないことが確認できる。

また、申立期間⑥当時の当該口座の普通預金等取引明細票は保存期間経過のため入手できず、保険料の口座振替の状況は確認できないが、上記申立期間⑦の状況を踏まえると、同様に口座振替は行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間⑦の後の平成12年3月の国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認でき、同様に口座振替できなかったため、その後に過年度納付したものと考えられるが、申立期間⑥及び⑦の国民年金保険料については、過年度納付したことをうかがわせる周辺事情はみられない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 11 日から 38 年 1 月 18 日まで
② 昭和 38 年 1 月 18 日から 42 年 1 月 21 日まで

昭和 33 年 5 月 11 日に A 株式会社（後に B 株式会社と名称変更）に入社し、C 事業所及び D 事業所で 9 年間勤務し、42 年 1 月 20 日に結婚のため退職し E 都道府県へ戻った。平成 19 年に社会保険事務所で年金の相談をしたところ、昭和 42 年 4 月 7 日に脱退手当金が支給されている記録となっているとのことだったが、受け取っていないし、脱退手当金という制度も知らなかった。自分で手続きした覚えもない。きちんと調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 株式会社における厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 42 年 4 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金が支給されている女性 52 人の支給記録を調査した結果、そのうち 13 人が資格喪失から 6 か月以内に支給決定されている上、資格喪失から 3 か月以内に支給決定されている 2 人から聴取したところ、「退社するとき、厚生年金保険の加入記録をそのままにしておくか、脱退して現金を受け取るか、会社から確認され、脱退手当金を現金で受け取ることにした。大きな会社だったので、手続きはすべて会社でやってくれた。」と証言している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 46 年 2 月 1 日付けでA事業所に臨時職員として採用され、勤務していたが、年金の加入記録をみると、同年 4 月 1 日にB共済組合に加入するまでの申立期間については、加入記録が無い。
昭和 46 年 2 月 1 日から間違いなく勤務しており、申立期間については、厚生年金保険に加入していたのではないかと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している申立人の人事記録により、申立人は昭和 45 年 4 月 1 日からA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所において被保険者資格を取得している者は、適用事業所となった日と同じ 41 年 2 月 1 日に資格取得し、42 年 6 月 1 日に資格喪失した、申立人とは別の被保険者一人しか確認できない上、A事業所では、「当時、臨時職員は、申立人以外にも相当数勤務していたが、厚生年金保険加入の記録は確認できない。」と回答している。

また、当時、A事業所の臨時職員として勤務していた3人について、厚生年金保険の加入記録を確認したが、いずれも加入記録は無い上、これら3人から、「健康保険、厚生年金保険の適用は無かった。」との証言が得られている。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立て

の事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間直後の昭和 46 年 4 月 1 日から B 共済組合に加入しているが、勤務を開始した 45 年 4 月 1 日から共済組合に加入していない理由について同共済組合では、「常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（1 か月 18 日以上）が引き続いて 12 か月を超えるに至った者は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、共済組合員の資格を取得する旨規定されている。当組合が保管している申立人の勤務状態証明書及び履歴書を確認したところ、申立人は、共済組合加入前の昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日までの 12 か月について、臨時職員として勤務していたことが確認でき、当該期間は、上記規定により共済組合に加入させていなかったものと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月中ごろから 34 年 4 月まで
中学校卒業と同時に、株式会社Aに入社し、会社の寮に住みながら 1 年ぐらい勤務した。会社では、製作業務に従事していた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同時期に入社したとする 3 人の同僚のうち、1 人については厚生年金保険の加入記録が無く、2 人については、入社してから 1 年以上経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立期間を含む前後の期間において資格取得している複数の同僚についても、入社してそれぞれ 3 か月から 20 か月経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、株式会社Aの元事業主は、「自分は先代の事業主が亡くなった昭和 36 年ごろに事業主になったため、申立期間当時の社会保険の具体的な取扱いについては分からないが、自分も入社後数年間は加入記録が無く、事業主になってからも、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させてはいなかった。」と証言しており、申立期間当時、同事業所では、入社してから一定期間経過した後に、従業員を社会保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄に記載されている「昭和 34 年 4 月 12 日」は、申立人が申立期間後に入社した事業所に係る被保険者資格取得日であることが確認できる上、申立人は、「株式会社Aに勤務していた際、厚生年

金保険被保険者証をもらった記憶は無い。」としている。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は無く、申立期間当時の健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 31 日から 42 年 4 月 1 日まで
昭和 37 年か 38 年ごろから 42 年 3 月末まで、継続して A 事業所に勤務していたが、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 38 年 12 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までの期間しか厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所には、厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされる昭和 39 年 3 月 31 日以降も勤務し、厚生年金保険にも加入していた。」と主張するところ、元事業主の息子及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、事務を担当していた元事業主の息子は、「申立人から、中学生の妹を養わなければならない、少しでも多く給料をもらいたいとの申出があったので、厚生年金保険料を掛けるのを 3 か月でやめた。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の厚生年金保険加入記録は昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までの期間以外には無く、健康保険記号番号に欠番もみられない上、申立人が 39 年 4 月 30 日に健康保険証を返納していることも確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。